

別記1（第五条関係）

とくしま輸出バリューチェーン構築強化事業補助金 募集要領

1 事業の目的

とくしま輸出バリューチェーン構築強化事業は、「とくしまブランド[※]」の「初期輸出」、「輸出の定着化・連携」、「国際的認証資格の取得」、「輸出産地の育成」、「デジタル貿易の整備」、「ハラール対応」といった生産者又は事業者が抱える課題解決を支援することで、輸出による海外展開を促進することを目的とします。

※「とくしまブランド」とは、本県の農林水産業者又は農林水産関係団体が供給する食料その他の農林水産物及び当該農林水産物を主な原料として県内で生産された加工品であって、安全性が確保されていること、安心して消費できること、高品質であること、新鮮であること等の特性により消費者に信頼感等を与えるものをいいます。（徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例第2条第1項第4号）

2 対象事業

(1) 対象事業

イ 初期輸出型

初期輸出（取組を初めて1から2年程度）における課題の解決方法を調査・検証する等の輸出拡大の取組みのモデルとなり得る事業であること。

ロ 輸出定着・連携型

輸出定着化や事業者間連携・複合品目の混載輸送を促進することによる、更なる販路の開拓のための取組みであること。

ハ 国際的認証資格取得型

国際的に通用する認証（ISO22000等）や他国産との差別化が図られる規格認証（有機JAS認証等）を取得するための取組みであること。

ニ 輸出産地育成型

J A等生産者団体が実施する産地側の輸出体制の強化への取組みであること。

ホ デジタル貿易型

輸出に取り組む事業者が、越境E Cサイトをはじめとした、デジタル貿易を新たな販売チャネルとして活用し、販路拡大を図る取組みであること。

へ ハラール対応型

ハラール又はコーシャ（以下「ハラール等」という。）の認証及び県内での普及拡大に対応できる取組みであること。

(2) 対象事業者

県内に住所又は事業所を有する生産者又は事業者等を補助の対象とします。

※対象とする事業、事業者及び対象経費等の詳細については、「とくしま輸出バリューチェーン構築強化事業実施要領」別表をご覧ください。

3 応募方法

(1) 要領及び申請書類等

①要 領

- ・とくしま輸出バリューチェーン構築強化事業実施要領
- ・募集要領（実施要領別記1）

②申請書類

- ・【様式】補助金交付申請書（交付要綱様式第1号）
- ・【様式】事業計画書（実施要領別紙1）
- ・【様式】収支予算書（実施要領別紙2）

③関係要綱

- ・公益財団法人徳島県農業開発公社補助金交付要綱
- ・補助対象経費等（交付要綱別表2）

④実績報告書類

- ・【様式】実績報告書（交付要綱様式第7号）
- ・【様式】事業実績書（実施要領別紙1）
- ・【様式】収支決算書（実施要領別紙2）
- ・【様式】補助金請求書（交付要綱様式第9号）

(2) 募集期間 令和6年4月1日(月)から令和6年12月28日(土)まで（必着）

※申請総額が予算額を超過する場合には、

申請締切前であっても募集を終了いたします。

(3) 申請書類の提出先

公益財団法人徳島県農業開発公社 とくしまブランド推進機構
所在地：〒770-0011 徳島市北佐古一番町5番12号 JA会館別館1階
TEL：088-634-2667 FAX：088-634-2668

(4) 注意事項

申請書類一式の提出については、必ず、事業実施2週間前までに、上記の提出先に郵送頂くか、直接ご持参ください。なお、E-mail等での応募は受け付けませんのでご注意ください。

4 採択方法

先着順とします。

5 採択結果

採択結果については、応募のあった全ての事業実施主体に対して文書で通知します。

なお、承認を受けた事業計画の成果及び実施状況については、県のホームページで公表することがあります。